

第5回芭蕉翁生家保存改修検討委員会議概要

■日 時／ 令和2年3月31日（火）午後2時00分～

■場 所／ ハイトピア伊賀5階 学習室2

■出席者／委員

学識経験者	菅原 洋一	三重大学名誉教授	出	委員長
	福井 健二	公益財団法人伊賀文化産業協会前専務理事	出	
伊賀市文化財 保護審議会委員 を代表する者	滝井 利彰	伊賀市文化財保護審議会委員	出	
公共的団体等を 代表する者	廣澤 浩一	一般社団法人伊賀上野観光協会	出	副委員長
	岡島 久司	公益財団法人芭蕉翁顕彰会	出	
地元住民を代表 する者	安場 豊	上野東部地域住民自治協議会理事 (上野赤坂町自治会長)	出	

関係部署職員

[伊賀市文化財課] 福島主幹

[伊賀市建築課] 宮田副参事

事務局

[伊賀市企画振興部] 宮崎部長、滝川次長

[伊賀市文化交流課] 藤田主幹、松本

■内 容

- 1 あいさつ
- 2 設計変更箇所について
 - ・
 - ・
- 3 前回までの協議内容の確認について
 - ・
 - ・
 - ・
- 4 その他

■概要

1 あいさつ

- ・文化財的な価値を損なわずに次世代にどのようにして継承していくのかをこれまで教を含めて5回議論してきたが、今日でとりまとめて報告することになります。

2 前回までの協議内容の確認について

※前回までの協議を踏まえて設計変更箇所の議論をする必要があるため協議事項2番と3番の順を入れ替えて委員会を進めることとしました。

- 第1回から第4回までの協議内容資料を基に、主に第4回協議内容の振り返り確認事務局から第4回会議概要資料を基に説明を行いました。

◎改修案について

○主屋

- ・主屋の工期は15か月を見込む。冬場の左官工事が難しいので年度をまたいだ工事となる。
- ・壁・屋根・床を半解体し、柱の引き起こしを行う。
- ・道路の拡幅の関係で、東側庇部分を建物側に引き込む必要がある。
- ・法規上必要な排煙設備についてはかつてあった南側上部の排煙窓を復元する。
- ・管理室については、西側出入口をふさぎ、中で袖壁を設け、ミニキッチンを設置する。
- ・避難誘導灯の取り付け。
- ・建具の修正。

○釣月軒

- ・屋根と床と外壁の修理を行う。若干の軸の建て起こしと腐朽部分の取り換えを行う。
- ・屋根瓦が傷んでいるため取り換える。

○土蔵

- ・倒れや沈みを直す必要なし
- ・外壁や建具に痛みがあるため修復する
- ・基礎がないため、砕石を取り除きRCベタ基礎を敷設し、アンカーで建物を定着する。

○その他

- ・庭の樹木については建物に触りのあるものが存在するため、今後の整備の参考にしていただきたい。
- ・主屋と釣月軒には素屋根が必要。
- ・資材ヤードは現駐車場用地となるため、搬入出に制限がある。

◎耐震補強について

○主屋

- ・軸部の修正のため屋根を降ろすため、この機会に屋根面の土を降ろし、野地板の上に構造用合板を張り屋根の軽量化を行う。
- ・2階床に構造用合板またはJパネルを張る。
- ・1階北側押し入れの床に合板を張り、中で荒壁パネルへの置き換えと追加を行う。
- ・畳下には鉄製のブレースを入れる。

- ・管理室西側出入口は壁で閉ざし、中で袖壁を設ける。
- ・土間の管理室付近に袖壁を2つ補足する。
- ・不足する補強は、床下や天井裏の見えない接合部分に仕口ダンパーを取り付ける。
- ・土間部分で母屋の増築部分に地覆足固めが必要となり、地面に10cmほどの高さの跨ぐ箇所が発生する。

○釣月軒

- ・野地板上に合板を張り、床下及び天井裏にブレースを張り固定。
- ・6畳間内側に足固めを行い、土間については外壁土壁の外側に板を張り足固めの代わりとする。

○土蔵

- ・内側に沿わせて耐震壁を設け、一部袖壁を設け補強する。
- ・倒れや沈みを直す必要なし。
- ・屋根はそのまま。

●委員からの意見のまとめ（第4回修正後 ※第4回会議議事録の修正について）

○バリアフリーについて

- ・構造の安全性が確保されないと工事自体が成立しないため、必要な補強をすることが前提条件となる。それにより発生するバリアについてはどのように解決しできるだけ不自由がないようにするのかとの議論が必要。
- ・昇降装置は付けないが物理的な理由等でやむを得ず上がれない方以外は基本的には座敷に上がってもらえるように対応する。
- ・土間の跨ぐ部分については仮設のスロープの設置を検討する。
- ・介助者が必要であるというレベルのバリアフリーであれば表から入ることも可能なので、対応について考慮してほしい。

○保存改修について

- ・部分的に昔の状態がわかるようだが、それ以外の部分については推測して作らねばならなくなる。であるならば、芭蕉翁生家として親しみのある現存のすがたを大事にすることで良いのではないかと。また、後々の批判に備え、修理報告書を作成することは必要。

○庭について

- ・記念で植樹されたものや、昔からあるものについてはその年代を特定する必要があるが、状況からおそらく文化財指定やそれ以前にさかのぼるものはないのではないかと。ならば、古い雰囲気を楽しめるものを新しく作っても良いのではないかと。現状把握をする必要がある。設計は現状で利用しうるものとして作成し、必要があれば後で見直ししてもよい。事務局で作業を進めてほしい。

○木塀について

- ・金属では後に建物の退化と差が出てくる。木塀がよい。

○道路側塀や石碑の一時移動について

○素屋根の設置について

●委員からの意見のまとめ（第5回 前回までの協議概要について）

○バリアフリーについて

- ・（委員）「座敷は基本的に土間から見もらう。」とのことであるが、物理的な理由等でやむを得ず上がれない方以外は基本的には座敷に上がってもらうとのことではなかったか。
- （事務局）第2回会議の際に主屋の座敷については上がってもらえるようにすると確認しています。表現を訂正します。
- ・（委員）昇降装置は付けないが、可能な限り座敷に上がってもらう。
- ・（委員）土間地覆部分の跨ぐ箇所には仮設スロープ等に対応する。

○どの時代の建物に復元するか

- ・（委員）復元ではなくて基本的には現状を維持する修復である。
- ・（委員）修理報告書の作成について、この工事で分かってくることも出てくるはずであるから記録していくべきである。

○庭について

- ・（委員）文化財指定時に遡る樹木があれば調整し、そうでないものは見直しをしていく。後で植えこまれたり、建物の支障になっていたりなどがあり、庭園の環境を整えるために整理するための案を事務局で作成してほしい。

○道路側塀や石碑の一時移動について

- ・（事務局）工事業者が資材を運び込むために、塀や石碑を撤去するなどはせずに正面玄関や裏口から人力で搬入することで対応可能であると確認しています。
- （委員）あえて書くことではないので削除してほしい。（事務局）削除します。

○素屋根の設置について

- ・（委員）道路の通行上のことは、工事の施工上の話であり、通行上支障が生じないよう万全に対応するとのことであり、工事施工計画でまとめることとしてほしい。

3 設計変更箇所について

●第4回説明時から変更となった改修内容について（継承社からの説明）

○耐震補強のための変更

- ・主屋管理室左側の地覆について、縦方向4箇所に加えて妻壁から3尺入った部分横方向にも地覆を追加します。上部木構造上一番近い足元を固めるために必要となりました。
- ・前は木構造上の補強説明をしましたが、主屋北側座敷、押し入れ等の床下に上部構造と浮き上がって離れないようウェイトを設けます。手法は、今ある延べ石、柱の礎石、束石をそのままに土だけを10cmまでの範囲で攪えた上に鉄筋を敷いて土間を打ちます。そして、押し入れの中の袖壁で必要な部分に対してのみ土間コンに向けて管理室左側横方向の地覆からアンカーボルトを打ちます。柱と地覆はL金物で固定します。北側はこれで耐震補強上の課題が解消します。

- ・南側はウェイトを設置できるのは管理室しかありません。このため、管理室の床下に厚いコンクリートの塊を置き、アンカーボルトで浮き上がりを防止しますが、これだけではウェイト補強として不足するため、管理室左側の袖壁2枚の部分にも150mmのコンクリートを打って定着をする必要があります。このコンクリートを隠すために地覆の高さに合わせた天板床を設けます。
- ・風呂場と大便所の下にもコンクリートのウェイトを設けます。
- ・2階がある部分には合板で平面剛性を高められるが、吹き抜け部分にはそれが出来ないため火打梁を4箇所設け補強します。

○その他の変更

- ・水溜りができやすい主屋西側出口部分に踏み石を避けて溝を増設して雨水を側溝に流すこととしました。
- ・道路幅員を確保するため、東側庇部分を建物側に引き込みます。

●委員からの意見のまとめ（第5回 設計変更箇所について）

- ・（委員）管理室左側の天板床を設ける箇所は元々の用途は何であるか。
→（事務局）土間であり、現在は壺等を置いています。
- ・（委員）建物の用途は何ですか。
→（継承社）展示場です。
- ・排煙と非常照明の設置はどうなりますか。
→（継承社）非常用照明は、玄関入ってすぐのミセニワ、ミセノマ、ナカノマの計3箇所に設置します。排煙窓は、現在板で打ち付けられているが管理室左側に元々ある引下式の煙出しを復元し、南側に4箇所内倒しの排煙窓を設置します。
- ・（委員）一般照明についてはどうなりますか。
→（継承社）今ついている物の更新です。電球はLEDとします。
- ・（委員）道路幅員を確保するため、東側庇部分を建物側に引き込むとのことであるが、配布資料の一部において同箇所を「一部切り詰める」となっていることとの整合はどうか。
→（事務局）「引き込む」と表現を統一します。

●委員からの意見のまとめ（第5回 報告書（案）について）

- ・（委員）報告書（案）資料の「はじめに」の部分で、当委員会の設置目的が史跡内の建造物についてのみ検討する表現となっている。設置要綱では史跡全体を検討することとされており、整合が取れていない。
→（事務局）史跡全体の検討をお願いするものであり、設置要綱と表現を統一します。
- ・（委員）「芭蕉翁生家について」の部分で、最初の部分（建物が生まれた当時のものではないとの説云々）は記載不要であるなど、記載内容を変更してほしい。
→（事務局）ご指摘を踏まえ記載内容を変更します。

- ・（委員）「活用方法」の建物の公開について、先ほども指摘した公開方法（基本は座敷にあることができる）に表現を訂正し、室名を図面と統一してほしい。また、貸館は行わない云々の記載は運用上のことであり、記載不要である。
- （事務局）ご指摘の内容に修正します。
- ・（委員）芭蕉翁生家の名称について、松尾芭蕉と記載するときには「翁」は使わないなど、「翁」の使い方はどうか。
- （委員長）文化財の名称として「芭蕉翁生家」となっており、そのように理解してほしい。
- ・（委員）「保存改修方法」について、史跡全体であり「歴史的建造物として」を削る。また、改修の記録を残し保存改修を行い、報告書を作成するとの流れで記載してほしい。また、「江戸時代の建物の雰囲気可能な限り壊さないよう」と記載しているが、「その際も文化財的価値を損なわないよう努めます」と記載すべき。
- （事務局）ご指摘の内容に修正します。
- ・（委員）「土蔵」の部分について、他と合わせて「ですます調」に修正してほしい。
- （事務局）修正します。
- ・（事務局）「活用方法」の記載において、土蔵については「建築基準法上課題がある」としていますが、「構造上課題がある」と訂正したい。
- （委員）具体的にはどういうことか。
- （事務局）土蔵の基礎が土台に定着していないということです。また、これまでの検討の中で採光の問題があることから非公開とすることで確認させていただいています。
- ・（委員）「土蔵」の部分について、「昭和に建てられた建物にしては」の表現は不要と考える。また、施工内容の表現が分かりにくいいため、分かり易い表現に修正してほしい。
- （事務局）記載内容を修正します。
- ・（委員）「庭」の部分について、樹木だけの記載となっていて灯籠や碑などの工作物についての記載がない。表現を修正してほしい。
- （事務局）ご指摘の内容に修正します。
- ・（委員）「バリアフリー」の記載において、「座敷のあたりは建物の雰囲気を生かした使い方をすることとし、」の記載はバリアフリーと関係ない表現であり削除してほしい。また、「土間に生じる地覆」という表現は専門的すぎるため「土間に生じる段差」としてほしい。
- （事務局）ご指摘の内容に修正します。
- ・（委員）「バリアフリー」の記載において、実際のところ記載内容のとおり対応できるか。できないことは書かない方がよいと考える。
- （事務局）これまでのところ施設管理者として配置する職員は1名であったことからすると、車椅子に乗った方への対応は、来館者の介助者がおられる場合にはその方と2名で対応可能と考えますがケースバイケースではないかと考えます。
- ・（委員）「トイレ」の整備内容について、委員会の中で議論しないのか。
- （事務局）施設のためのトイレが必要であるというご意見は当委員会の中でご意見をいただいておりますが、敷地である史跡の外であるため当委員会でこれまで積極的な議論をして

いただいていません。トイレの設置想定をしている借地の所有者のご意向や市の予算的なことを踏まえて検討していきたい。

- ・（委員）委員会の報告書について、公表前に修正内容を各委員に確認してほしい。
- （事務局）本日のご意見を踏まえ事務局で修正した内容を公表前に委員の皆さまにご確認いただきたいと存じます。

4 その他について

●委員からの意見のまとめ（第5回 今後の事業スケジュール等について）

- ・（委員）次年度以降の事業スケジュールはどうなっているのか。
- （事務局）次年度早々に工事業者選定の手続きに入り、工事発注を行います。令和3年度中の完成を目指して進めます。また、来年度以降においても工事を進めるうえで委員の皆さまのご意見を聴かせていただく必要が出てくるかと存じますが、その際にはお集まりいただくなどお願いしたいと存じます。
- ・（委員）庭の整備は工事完成後に行うのか。
- （事務局）庭の整備も保存改修工事の中で行います。建物部分の工事を進めることと並行して庭の来歴等の確認を行い整備していきます。
- ・（委員）地元からのお願いとしてですが、工事開始後、工事の進捗状況について月に一回程度、簡単でよいが地元回覧用に進捗等を報告してほしい。
- （事務局）工事により交通上のご迷惑をおかけすることなどもあると思いますので、出来るだけ地域に情報をお伝えしていきます。